



# 佐賀市 掲示板



## 国民年金保険料 学生納付特例申請を ご存知ですか？

国民年金の被保険者が学生の場合、申請し承認を受けることで、国民年金保険料の納付が猶予されます。(本人の所得制限あり)。

※大学、大学院、短大、専門学校、各種学校等(夜間、定時制、通信制を含む)に在籍する学生が対象。

毎年度の申請が必要。

■受付開始 4月1日(土)～

■受付場所 佐賀市役所 本庁 1階 保険年金課  
国民年金係窓口または日本年金機構佐賀年金事務所

平成29年度も前年度と同じ学校に在籍し、日本年金機構から学生納付特例申請書(はがき)が届いた人は、はがきに必要事項を記入し返送することで、学生納付特例の申請ができます。

はがきが届かない人や、在籍する学校が変わった人は、窓口で手続きをしてください。

■持参する物

学生証(コピー可)または在学証明書、  
年金手帳、印かん(認印)

■平成29年度国民年金保険料  
月額16,490円



### ◎問い合わせ

本庁 保険年金課 国民年金係

☎40-7275 FAX40-7390 ✉hoken@city.saga.lg.jp

日本年金機構 佐賀年金事務所

☎31-4191(音声案内②) FAX31-0949



## 平成29年度 狂犬病予防集合注射

4月4日から24日まで市内のべ40会場で実施します。犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務づけられています。

■持ってくるもの

- ・問診票はがき(登録者へ郵送済み)
- ・手数料 1頭につき3,150円

※新規登録は、別途登録手数料3,000円が必要。会場で問診票はがきを交付します。

※市内動物病院でも同様に手続きができます。(新規登録以外の人は問診票はがき持参)

日程など詳しくは月間ぶらざ4月号・市ホームページをご覧ください。



### ◎問い合わせ

本庁 環境政策課 生活環境係

☎40-7200 FAX26-5901 ✉kankyoseisaku@city.saga.lg.jp



## 児童手当の手続き

児童手当は、次の場合15日以内に届出が必要です。

- ・児童が生まれたとき
- ・佐賀市に転入したとき
- ・児童と別居したとき
- ・公務員になったとき
- ・公務員でなくなったとき

※公務員として就職・退職した人は、職場・お住まいの市町村の両方で手続きが必要。

※手続きが遅れると手当を受給できない月が生じたり、受給した手当の返納が必要な場合あり。

### ◎問い合わせ

本庁 福祉総務課 母子福祉係

☎40-7252 FAX25-5440 ✉fukushisomu@city.saga.lg.jp



## 平成29年度 はり、きゅう、あん摩等 施設利用証を送付します

平成28年4月～平成29年2月に国民健康保険または後期高齢者医療の「はり、きゅう、あん摩等施設利用証」を利用した人へ、平成29年度の利用証を3月下旬に送付します。

※国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に未納がある人には送付できません。

### ◎問い合わせ

本庁 保険年金課 給付係 ☎40-7271

後期高齢者医療係 ☎40-7274

FAX40-7390(共通) ✉hoken@city.saga.lg.jp



## いらなくなった学生服の リユースを仲介します!

■取扱商品

県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の制服、上着、ズボン、スカート、ベスト、コート類



◎問い合わせ

学生服専門のリサイクルショップ ユニマート  
(公社 佐賀市シルバー人材センター)

☎37-8952 FAX37-8962